

障がい者虐待の防止と対応 (手引き)

令和4年4月改正

福井市障がい福祉課

目次

1. 障がい者虐待とは	1頁
(1) 障害者虐待防止法	
(2) 障害者虐待の定義	
2. 障がい者虐待の対応	5頁
1 養護者による障がい者虐待の防止と対応	5頁
(1) 相談・通報、届出の受付	
(2) 相談・通報等の受理後、緊急性の判断	
(3) 事実確認(安全確認)	
(4) 虐待対応ケース会議	
(5) 虐待対応ケース計画書に基づく対応、モニタリング	
(6) 虐待対応評価会議による評価	
(7) 終結	
2 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止と対応	16頁
(1) 相談・通報、届出の受付	
(2) 相談・通報等の受理後、緊急性の判断	
(3) 事実確認(情報収集)	
(4) 虐待対応ケース会議	
(5) その後の対応について	
(6) 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使	
3 使用者による障がい者虐待の防止と対応	26頁
(1) 相談・通報、届出の受付	
(2) 相談・通報等の受理後、緊急性の判断	
(3) 事実確認(安全確認)	
(4) 虐待対応ケース会議	
(5) その後の対応	
3. 緊急対応の判断	32頁
4. 立入調査	35頁
5. やむを得ない事由による措置・面会の制限	38頁
6. 成年後見制度・日常生活自立支援事業	40頁
7. 養護者の支援	42頁
8. 身体拘束	43頁
9. 資料(様式等)	46頁

1. 障がい者虐待とは

(1) 障害者虐待防止法

障害者虐待防止法は障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の予防及び早期発見その他障がい者虐待の防止のための措置等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

(2) 障害者虐待の定義

◆ 障害者虐待防止法における用語の定義

用語	定義
障がい者	<p>障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。障がい者手帳を取得していない人や、18歳未満の人も含まれます。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳の交付を受けている者 ・療育手帳の交付を受けている者 ・判定機関によって知的障がいがあると判定された者 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者 ・統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）又はてんかんの診断を受けている者 ・発達障がいの診断を受けている者 ・高次脳機能障がいの診断を受けている者 ・難病に起因する障がいがある者 ・障がい年金を受給している者など
障がい者虐待	<p>障害者虐待防止法では障がい者虐待を以下の3類型に分けています</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護者による障がい者虐待 ・障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待 ・使用者による障がい者虐待
養護者	<p>「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されています。身近の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障がい者の家族、親族、知人等が該当すると考えられます。同居していなくても該当する場合があります。</p>
障がい者福祉施設従事者等	<p>障害者総合支援法等に規定する「障がい者福祉施設」又は「障がい福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。具体的には、障がい者支援施設、居宅介護・就労移行支援・共同生活援助などの障がい福祉サービス事業、一般・特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障がい児通所支援事業、障がい児相談支援事業などです。基準該当事業所に従事する者も該当します。</p>
使用者	<p>「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されています。派遣労働者による役務</p>

	<p>の提供を受ける事業主、船員職業安定法における船員派遣を受け入れる事業主も含まれます。ただし、国及び地方公共団体は含まれていません。</p> <p>「使用者」とは、部長、課長等の形式にとらわれることなく、労働者の労務管理や指示命令を出す立場にある者を指します。</p>
--	--

◆障がい者虐待の区分と事例

虐待の区分	定義・事例
身体的虐待	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えたり、外傷が生じる(おそれのある)行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <p>平手打ちする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、無理やり食物や飲み物を口に入れるやけど、打撲させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束(柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど) ・適切な装備、休憩を与えずに、著しく寒冷、暑熱等の場所、危険・有害な場所での作業を強いる
性的虐待	<p>性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある)。</p> <p>【具体的な例】</p> <p>性交、性器への接触、性的行為を強要する、裸にする、キスする、本人の前でわいせつな言葉を発する又は会話する、わいせつな映像を見せる、更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する</p>
心理的虐待	<p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <p>「バカ」「あほ」など侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、人格をおとしめるような扱いをする、話しかけているのに意図的に無視する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉や行動(机を叩く、椅子を蹴る等)による脅かし、脅迫等をする
放置・放棄 (ネグレクト)	<p>食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないなどによって障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体的な例】</p> <p>食事や水分を十分に与えない、食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している、あまり入浴させない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、髪や爪が伸び放題、室内の掃除をしない、ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる</p> <p>病気やけがをしても受診させない、学校に行かせない、必要な福祉サービスを受けさせない、制限する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護者以外の同居人、施設の他の従業者・利用者、企業の他の労働者による身体的虐待や心理的虐待、性的虐待を放置する
経済的虐待	<p>本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p>

	<p>【具体的な例】</p> <p>年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、本人の同意なしに年金等を管理して渡さない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額な商品売りつける等、不当に財産上の利益を得る ・賃金・休業手当・割増賃金・賞与・退職金等を支払わない ・最低賃金額未満の賃金支払いを行う <p>※都道府県労働局長から最低賃金の減額特例許可を受けている場合については、減額後の最低賃金額</p>
--	--

障がい者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障がい者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所 年齢	在宅 (養護者・ 保護者)	福祉施設						企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援法		介護保 険法等	児童福祉法				
		障害福祉 サービス 事業所 (入所系、日 中系、訪問 系、GH等含 む)	相談支援 事業所	高齢者 施設等 (入所系、通 所系、訪問 系、居住系等 含む)	障害児 通所支援 事業所	障害児 入所施設 等 ※3	障害児 相談支援 事業所		
18歳未満	児童虐待防止 法 ・被虐待者 支援 (都道府県) ※1			—	障害者虐待 防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)	改正児童 福祉法 ・適切な 権限行使 (都道府県) ※4	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)		
18歳以上 65歳未満	障害者虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県 市町村)	— 【特定疾病 40歳以上】	(20歳まで) ※2	【20歳まで】	—	障害者虐待 防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県 労働局)	障害者虐待 防止法 ・間接的防止 措置 (施設長)
65歳以上	障害者虐待 防止法 高齢者虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)			高齢者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	—	—	—		

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

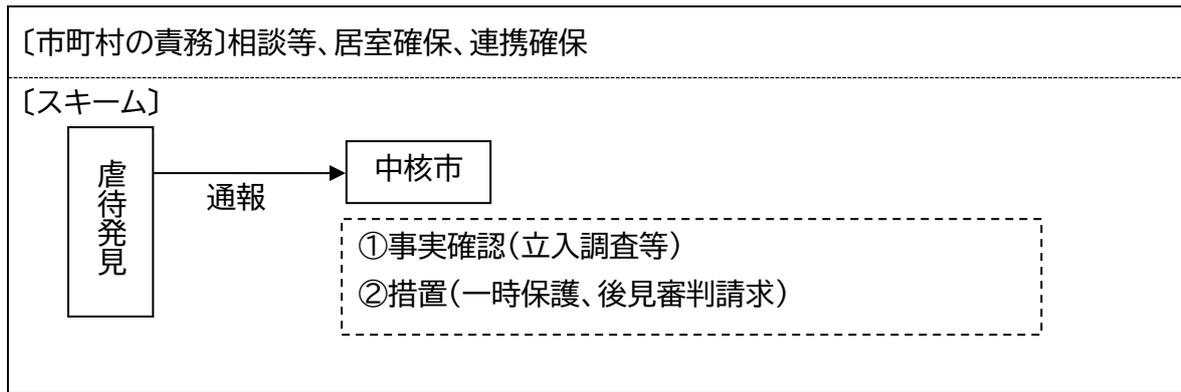
※2 放課後等デイサービスのみ

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等(児童福祉法第33条の10)

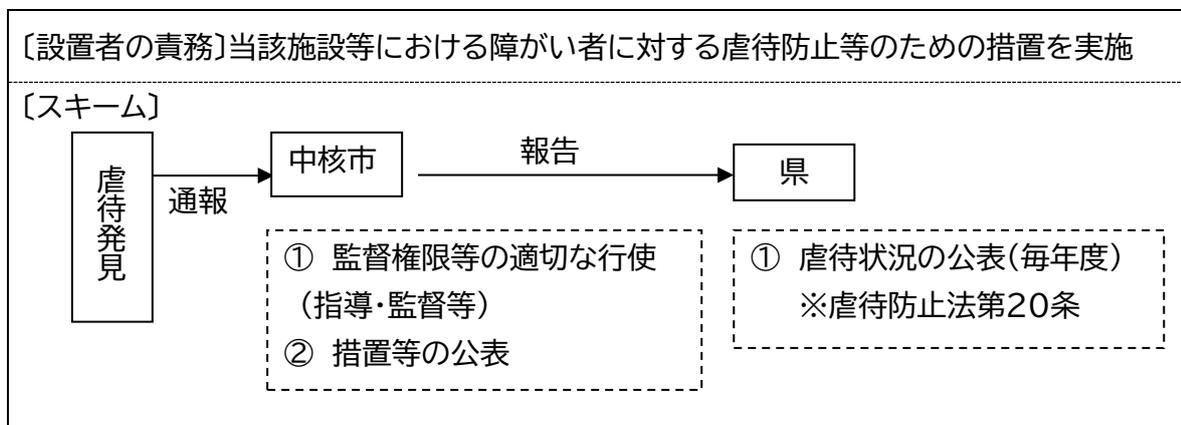
※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

障がい者虐待防止等のスキーム

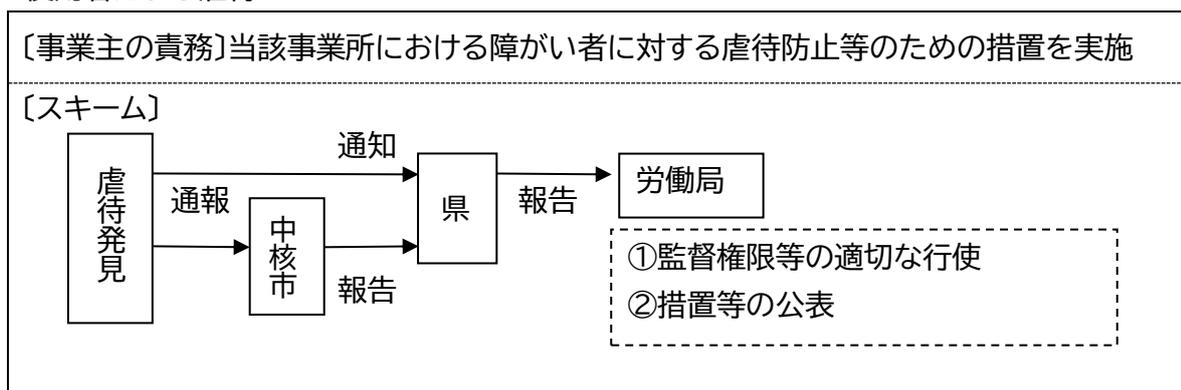
○ 養護者(家族)による虐待



○ 障害者福祉施設従事者等による虐待

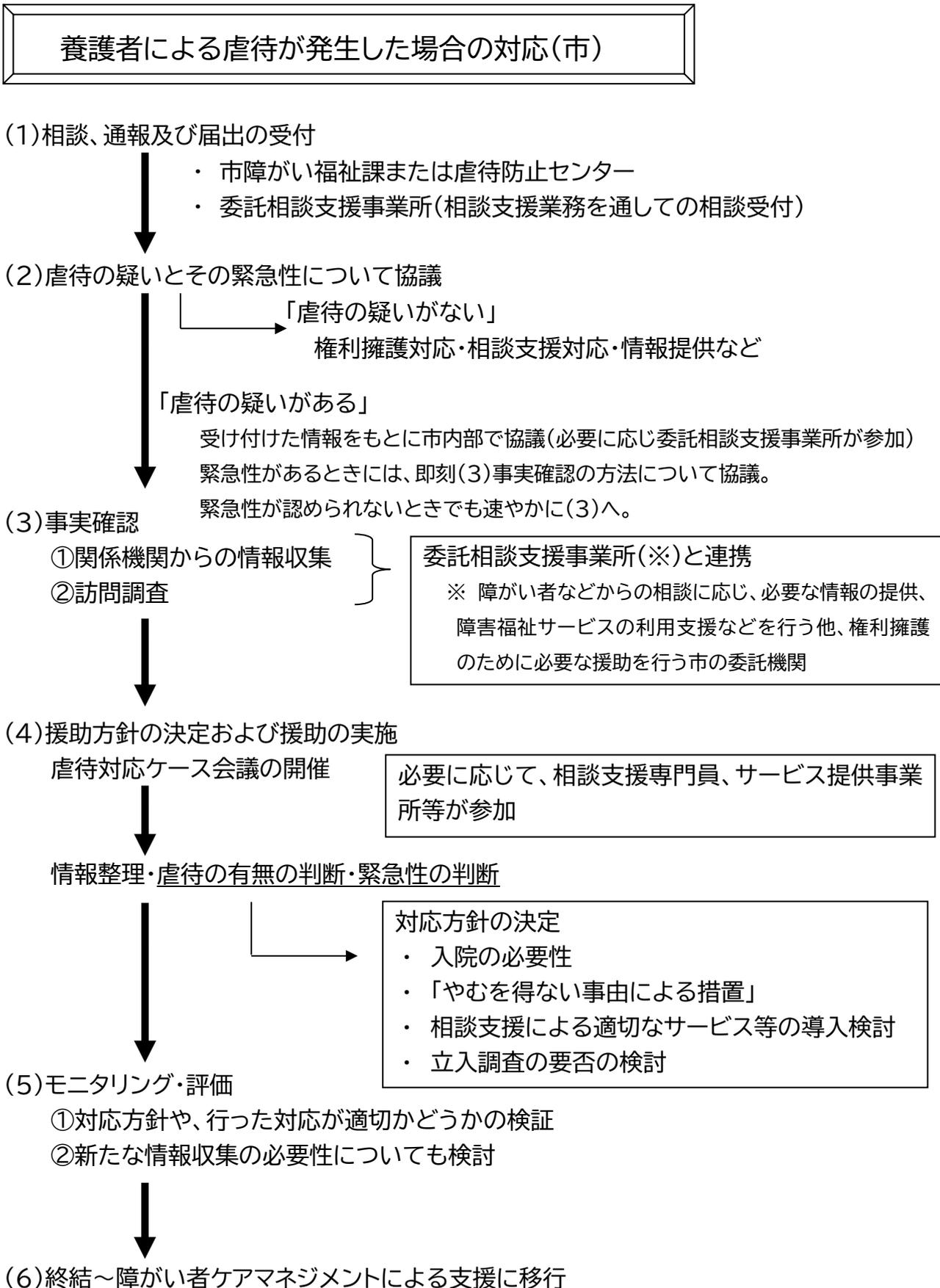


○ 使用者による虐待

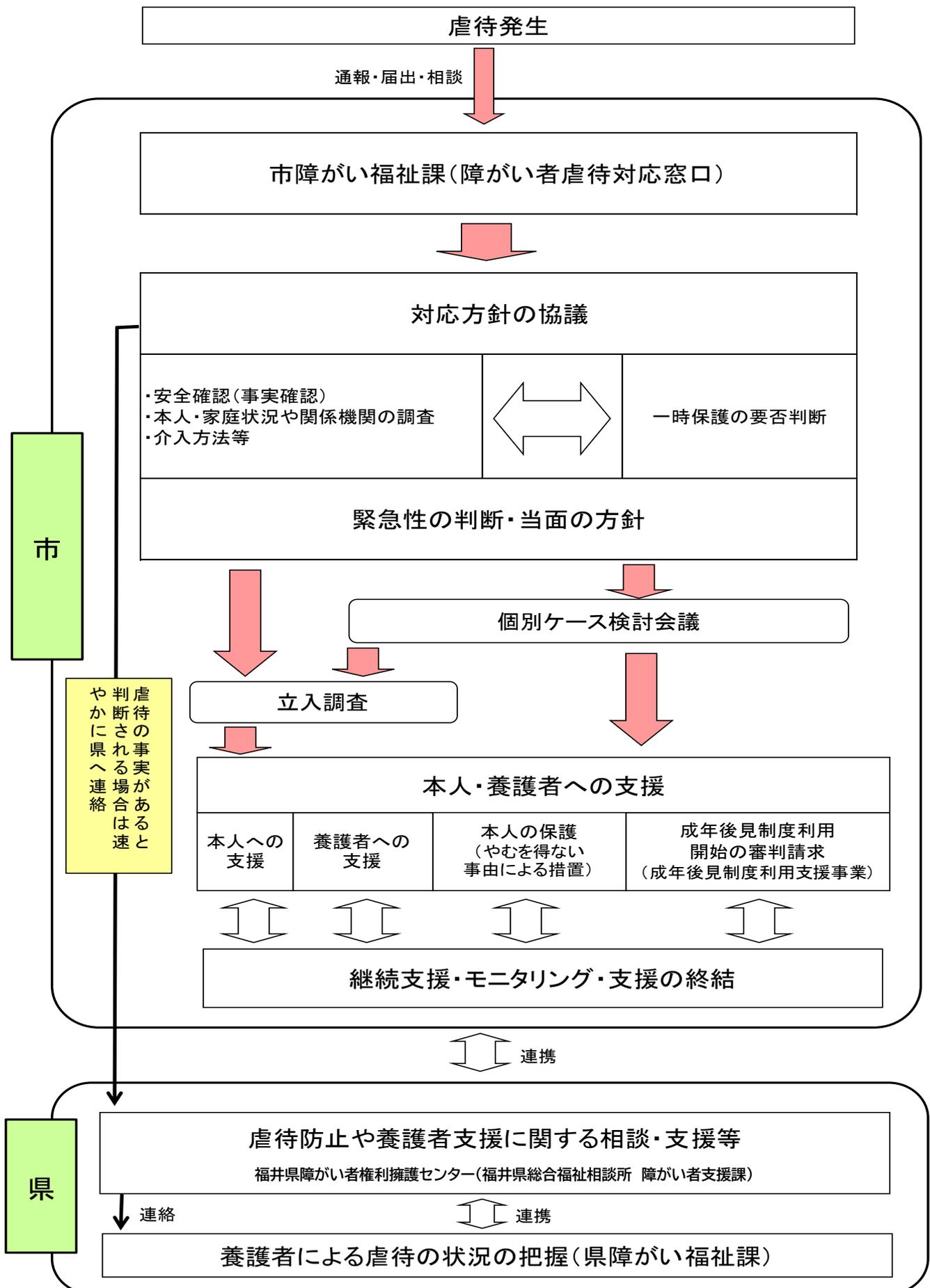


2. 障がい者虐待の対応

1 養護者による障がい者虐待の防止と対応



〈養護者による障がい者虐待への対応〉



(1) 相談・通報、届出の受付

福井市障がい者虐待防止センターと福井市障がい福祉課が窓口となります。本人からの届出及び家族や親族、関係者等からの相談や通報は、障がい者虐待発見や緊急性の判断のための大きな情報です。

最初の対応を誤ると、障がい者虐待把握の機会を逸してしまったり、後の調査や介入が困難となってしまうこととなるので、慎重かつ丁寧に相手の訴えたい内容を引き出しながら対応する必要があります。

《ポイント》

チェック欄	確認事項
<input type="checkbox"/>	「いつ、だれが、だれに、どこで、なにを、どのように、何回」と具体的な事項を聞き取り、相談・通報・届出受付票の内容に基づいて聞き取り記入します。
<input type="checkbox"/>	主観的(・・・だと私は思う)な意見と、客観的な事実(・・・だと確認できた)ことを明確に区別すること、またできる限り多くの客観的な事実を確認します。
<input type="checkbox"/>	「通報者の秘密」は守られることを説明し、安心して話せるように伝えます。
<input type="checkbox"/>	過去に通報があったケースか確認し、通報履歴があった際はそのときの情報と照合し、今後の対応を検討します。
<input type="checkbox"/>	虐待の判断は個人で行わず、必ずコアメンバー会議などにおいて管理職を含む複数の職員・組織体制で検討・対応します。
<input type="checkbox"/>	通報を受けた市町村と援護の実施市町村が異なる場合、速やかに援護の実施市町村に連絡を行います。ただし、緊急に安全確認が必要な場合には、通報を受けた市町村が安全確認を行いその後、援護の実施市町村に引き継ぎます。
<input type="checkbox"/>	援護の実施市町村がわからない場合は、通報を受けた市町村が事実確認等を行います。
<input type="checkbox"/>	通報者は被虐待者が障がい者であると思い通報、相談を行うケースがあります。本人面接時には、障害者虐待防止法の対象となるか留意し、対象にならない場合は適切な機関に引き継ぎます。
<input type="checkbox"/>	相談者(通報者)から対応の結果(状況)等の報告を求められたとしても、報告できない場合があることを伝える必要があります。 <u>通報者には守秘義務がないため報告は慎重にすることに留意します。</u>

通報者に対する対応結果(状況)等の報告の是非については、その提供目的にもよりますが、当該通報者が今後も当該ケースを支援する立場にあり、情報提供を行うことが障がい者の安全確保等の観点から有益と判断される場合には、情報提供は可能であると解されます。ただし、その場合は個人情報の第三者提供(個人情報保護法第23条)に該当することになりますので、本人同意の原則との関係にも留意する必要があります。(参考:個人情報保護法第16条(利用目的による制限)、23条(第三者提供の制限)また、市町村の個人情報保護条例の規定を確認しておきましょう。)

(2) 相談・通報等の受理後、緊急性の判断

障がい者虐待について、相談・通報や被虐待者からの届出を受けた際には、相談・通報又は届出がなされた内容が、「障がい者虐待(疑いを含む)」の内容なのか、「障がい者虐待(疑いを含む)」の事案がどの程度緊急性が高いか、市障がい福祉課、虐待防止センターなどにより構成される「コアメンバー」において、初期の判断を行う必要があります。

○ 相談・通報又は届出がなされた内容が、「障がい者虐待(疑いを含む)」の内容なのか受理の有無について直ちに判断を行います。「障がい者虐待(疑いを含む)」の内容でない場合、受理しないこととなりますが、その後の相談支援につなげる必要についても協議します。相談支援も不要と判断する場合は、相談内容についての対応は終了となります。

○ 相談・通報等の受理後、「コアメンバー」において、連携・協議を行い、初期段階での情報を有する範囲で直ちに緊急性等の判断を行います。その判断は、市障がい福祉課が行います(緊急性の判断、障がい者の安全確認方法、確認事項整理、担当者決定等)。

*『虐待発見チェックリスト』、『リスクアセスメントシート』を活用して判断します。

*リスクアセスメントシートの記入例はP34を参照すること。

【緊急性があると判断した場合】

障がい者の安全の確認と保護を優先し、早急に介入します。このときの手段は、契約による障害福祉サービスの利用(短期入所・施設入所)、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法によるやむを得ない措置(短期入所・施設入所)、虐待防止センターにて確保している居室の利用、医療機関への入院などの手段を検討します。

【コアメンバー会議開催のポイント】

チェック	状況	確認事項
<input type="checkbox"/>	虐待事実の判断、緊急性の判断	判断に必要な情報が集まっていない場合は、収集できた情報で「明らかなこと」と「不明なこと」を区別し、「今後、虐待の有無と緊急性の判断を行うために確認する必要がある情報は何か」を明確にします。
<input type="checkbox"/>	虐待事実の判断、緊急性の判断	緊急性を判断する際には、リスクアセスメントシートを補助的に用いつつ、判断に至った事実を、虐待事実の判断根拠と同様、話し合われた内容をもとに、記載します。
<input type="checkbox"/>	情報収集・事実確認事項	通報、届出の事実を確認する事項、その後の支援を行うために必要な情報を整理し、関係者で共有した内容を記載します。
<input type="checkbox"/>	個別ケース会議開催日程の設定	通報、届出段階では、十分に情報が集まっていない場合や緊急性が高い場合は、速やかに事実確認・安全確認の作業を経て、コアメンバーを中心とした個別ケース会議を開催するよう日程を設定します。

障がい者虐待発見チェックリスト

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても 障がい者自らSOS を訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

<身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

<性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

<心理的虐待のサイン>

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる

- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

<放棄・放任のサイン>

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

<経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているはずなのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

<セルフネグレクトのサイン>

- 昼間でも雨戸が閉まっている
 - 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている
 - ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
 - 郵便物がたまったまま放置されている
 - 野良猫のたまり場になっている
 - 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し、あきらめの態度がみられる
- ※セルフネグレクト（自己による放任）については、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いので、対応をする必要があります。

(3) 事実確認(安全確認)

市町村は、障がい者虐待に関する通報・届出・相談がなされた場合、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要があります。

法第9条では、「速やかに」と規定されていますが、虐待の状況によっては、本人及びその家族へ接触するタイミングは異なるものと考えられます。厚生労働省作成の対応マニュアルでは、児童虐待防止法の取り扱いでは48時間以内に実施することを目安にとの記載がありますが、生命の危険が予測されるような内容や本人が保護を求めている内容については、警察等への援助要請も含め、即時の対応が求められることが想定されます。

一方、性的虐待や経済的虐待などの内容については、速やかにといった視点を念頭に置きつつ、慎重に情報を収集していく観点も大切となります。

■通報内容が重度の身体的虐待、ネグレクトと感じられるものは特に障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるため、48時間以内に安全確認することが求められます。

○上記のような場合で緊急性、切迫性があるケースでは、立ち入り調査も検討します。(36ページにて説明)

《ポイント》

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	家庭内の状況、本人の様子など関係者から広く情報を収集します。この際、障がい者虐待に関する個人情報については、個人情報保護法の第三者提供の制限(同法第 23 条)の例外規定に該当すると解釈できる旨を説明します。
<input type="checkbox"/>	効率的に事実確認を行うため、事前に話を聞く役、記録をとる役など役割分担をしておきます。
<input type="checkbox"/>	必ず複数職員で対応します。訪問する場合は信頼関係を構築している人(相談支援専門員や障がい福祉サービス従事者など)と一緒に訪問することも検討します。
<input type="checkbox"/>	直接虐待を理由とした訪問だけでなく、日常支援の延長など自然な理由による訪問を検討し、その後の関係を良好に保てるよう留意します。
<input type="checkbox"/>	必要に応じて相談支援専門員、居宅介護従業者、主治医、民生委員、親交のある親族等への照会・同行依頼等を行います。また、本人や養護者が在宅又は不在の時間を確認し、時間を変えながら訪問を重ねるなどの工夫も必要です。
<input type="checkbox"/>	確認・調査を行う趣旨や担当職員の身分及び職務、守秘義務に関する説明を丁寧に説明します。
<input type="checkbox"/>	相談受付時と同様、「いつ、だれが、だれに、どこで、なにを、どのように、何回」と具体的な事項を聞き取ります。客観的に事実確認を行うため、事実確認チェックシートを使用します。ただし、本様式はチェックポイントをまとめたもので、必ず全項目をうめなければならないものではありません。
<input type="checkbox"/>	通報内容以外にも虐待の可能性がある場合があります。通報で得られた内容だけでなく、幅広く生活状況や虐待が生じた背景にも着目して聞き取ることが必要です。養護者(虐待者)以外の家族との関係や、またその影響を受けていないかなども確認します。
<input type="checkbox"/>	身体的虐待が明確な場合など、本人の了解を得たうえで確認事項の記録としてカメラやビデオにより画像として記録しておくことも大切です。
<input type="checkbox"/>	受傷状況を画像として記録する際は、本人の顔が入るアングルでの全体像と傷の確認ができるアップ画像の2種類を記録します。アップ画像を撮る場合は、傷の大きさがわかるようスケール(ものさしや人差し指等)も一緒に写るよう記録します。
<input type="checkbox"/>	緊急性が高いケースは、医療職(保健師)の立会いや医療機関での受診のための事前の調整、またやむを得ない事由による措置が必要な場合を想定して事前に受入先との調整を進めることが重要です。

(4) 虐待対応ケース会議 ※実施機関は虐待防止センター

虐待対応ケース会議とは、訪問調査や立入調査などによる事実確認を行った結果、それらの事実をもとに虐待であるかどうかを組織的に判断し、虐待事案に対する当面の支援方針を検討する会議です。コアメンバー会議の出席者の他、虐待の事案に応じて相談支援事業者等の事案対応メンバーや、場合によっては弁護士等の専門家が入ることもあります。対応方針の検討にあたっては、何よりも本人の安全が確保されていること、本人が安心して生活を送るための環境整備を図るという視点が重要です。会議では、事実に基づき組織的に虐待の判断に至った根拠を記録に残すことが必要です。

◆会議前の事前準備

《ポイント》

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	予定していた事実確認調査がすべて完了していなくても、当初「コアメンバー会議」で予定した時期に「虐待対応ケース会議」を行い、現在の状況の確認を行います。(確認できていない事項については調査方法の再検討も必要になります。)
<input type="checkbox"/>	会議において、必要な検討及び緊急性の判断が可能となるよう、あらかじめ資料を整理しておきます。ただし、緊急時は書類作成を省略し、早急に会議を開催します。
<input type="checkbox"/>	招集する関係機関・関係者が適切か確認します。虐待の事案に応じて関係機関・関係者は異なることに留意が必要です。関係機関によっては依頼文書が必要なこともあります。
<input type="checkbox"/>	市町村権限の行使(やむを得ない事由による措置、面会制限等)についての判断を行う場であるため、市障がい福祉課の管理職も会議に出席することが望まれます。

◆会議時

《ポイント》

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	会議開催の目的を確実に達成できるよう、司会、会議録作成等会議における役割分担をあらかじめ決めておきます。
<input type="checkbox"/>	個人情報の取扱いについて、出席者間で確認しておくことが大切です。個人情報の保護に関する法律における例外規定「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に基づき、守秘義務が解除されると考えられますが、必要に応じて誓約書を徴収することも検討しておきます。
<input type="checkbox"/>	集めた情報から個々の虐待発生要因と本人が安心して生活を送るための課題やニーズを整理し明確にします。
<input type="checkbox"/>	アセスメントでは、虐待対応ケース会議記録・計画書、アセスメント要約票を活用し、個々の情報から予想される虐待リスクを確認します。さらに個々のリスクの関係性を整理することで、虐待発生要因を明確化し、課題の整理へとつなげていきます。
<input type="checkbox"/>	虐待発生要因解消を主眼にした、虐待対応ケース会議記録・計画書を作成します。
<input type="checkbox"/>	緊急性の判断だけでなく、具体的な支援方針(短期、中期、長期)を検討します。
<input type="checkbox"/>	支援方針を明確にし、各機関の役割の確認をします。
<input type="checkbox"/>	誰が、どのタイミングでモニタリングするか、モニタリング時期の確認をします。
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応方法についても確認します。
<input type="checkbox"/>	次回の対応方針検討会議の日程を決めます。

(5) 虐待対応ケース計画書に基づく対応、モニタリング

関係機関による虐待対応ケース計画書に基づく対応

【虐待発生の危険性がある若しくは兆候がある場合】

【虐待が発生しているが既存の枠組みで対応が可能な場合】

- ・継続的な見守りと予防的な支援を検討します。
- ・障害福祉サービスの活用と支援方針の見直し、問題に応じた専門的な支援、保護者・養護者支援を事案に応じて行います。

【積極的な介入が必要と判断される場合】

- ・生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくことと重大な結果を招くおそれが予測される場合は、障がい者を保護するため、養護者との分離を検討します。
- ・保護・分離する手段として、障害福祉サービスの利用(短期入所、施設入所、GH入所)、医療機関への一時入院などの適切な権限を行使します。契約によることが困難な場合は、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置(短期入所、施設入所)を行います。
- ・措置が採られた場合、市町村長又は施設長は、養護者と障がい者との面会を制限することができるので、虐待対応ケース会議の中でその必要性を検討し、施設長を含めて取り決めを確定しメンバー間で共有します。

【保護・分離のパターン】

保護・分離先	対象者、優先度※上に行くほど高い	メリット	デメリット
契約によるサービス利用	原則、障害支援区分のついている方、判断能力のある方は契約での利用となります。また、判断能力がない方でも後見人等の代理人での契約が可能な方は契約利用となります。	受入数が多い。 既に短期入所を利用している場合は受入しやすい。	利用料金の負担がある。(食費等)
一時保護協定先施設の利用	法第9条第2項に規定する養護者による障がい者虐待もしくはその疑いがあり、保護が必要と認められた障がい者としてします。	障がい種別ごとに協定締結しており柔軟な対応可能。	原則、サービスとしての給付となり、実費負担がある。
民間宿泊施設の利用	法第9条第2項に規定する養護者による障がい者虐待もしくはその疑いがあり、保護が必要と市が認めた障がい者及びその介護者としてします。	食費等負担金なし。 介護者も同行可能	迷惑をかけない方が前提となる。 利用手続きが必要。
医療機関入院	治療が必要な方であれば、優先度は一番高いです。負傷していたり、常時医療的なケアが必要な方や自傷他害のおそれがある方が対象となります。(措置入院、医療保護入院)	治療することで、被虐待者の体調や精神面の安定につながる。	医療費負担が増大。 治療後の受入先を探す必要がある。
やむを得ない事由による措置	上記以外で分離をしないと生命の危険が生じるおそれがある方 ※ただし、時間的に切迫していない場合は後見人申し立てを行い、審判後に契約利用とするのが望ましい。	食費等負担金なし 面会制限が可能。 市が支払いを行うことで施設が受入しやすい。	入所期限が決まっている。 手続きが煩雑であり時間を要する。
虐待防止 C の居室利用	上記のいずれにも該当しない場合	居室確保されており、受入しやすい。 食費等負担金なし	居室、財源に限りがある。

定期的な訪問等によるモニタリング

緊急的な対応が一段落着いた場合であっても、その後に再度状況が悪化するおそれがあるため、虐待対応ケース会議で決定された方針に基づいて行った支援内容について定期的に評価・見直しを行います。市の障がい福祉課や虐待防止センターの職員、相談支援専門員等が定期的な訪問を継続するほか、支援を行う関係機関からの聞き取りなどにより障がい者や養護者等の状況を把握しながら確認・再評価し、必要に応じて新たな支援を検討します。支援方針を関係機関で具体的に共有するため、虐待対応評価会議記録票を使用し記録しておきます。

モニタリングを経て、終結となる場合には、組織的に終結の判断をすること、その根拠や引継先、引継内容について明確にし、記録に残すことが必要です。

《ポイント》

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	あらかじめ虐待対応ケース会議等で、誰が、どのタイミングで、どのようにモニタリングするかを決めておくことが必要です。
<input type="checkbox"/>	事実確認において確認された虐待や不適切な支援は改善されているか、危険度は増していないか、その他リスク要因はないか確認します。
<input type="checkbox"/>	その他の新たな虐待や不適切な支援などが生じていないか確認します。
<input type="checkbox"/>	個々の到達目標に沿って、適切に支援が実施されているか確認します。到達目標が達成できていない場合には、新たな取り組みの必要性について確認します。
<input type="checkbox"/>	支援の実施にあたり、関係機関と情報共有や連携ができていないか確認します。
<input type="checkbox"/>	到達目標に対する成果を虐待対応ケース会議などの場で客観的に評価します。
<input type="checkbox"/>	障がい者の気持ちの変化や新しい情報や事実の確認、環境などの状況変化がないか確認します。
<input type="checkbox"/>	状況に変化があった場合の報告ルートを確認しておくことが必要です。
<input type="checkbox"/>	状況に変化がないときであっても、密室化していないか、または新しい情報や事実はないか確認します。

(6) 評価会議による評価

支援目標、支援内容、各機関の役割の達成状況を議論し、計画を策定した際に使用した虐待対応ケース会議記録・計画書に記入します。

リスク度は、『障害者虐待リスクアセスメントシート』を活用して判断します。

評価結果をまとめ、状況の変化により新たな支援計画が必要となる場合は議論し、虐待対応評価会議記録票に記入するとともに、虐待ケースとして終結するか継続するか判断します。

(7) 終結

虐待対応の終結の判断は、管理職を含むコアメンバーが出席した会議において、モニタリングして確認できた事実等を根拠として、組織として行います。

◆虐待対応の終結について(国マニュアル P.69)

「虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を行わなくなることで、この時の判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。

虐待対応が終結した後も支援が必要な状態が継続することがありますが、虐待対応と通常の支援は区分して行う必要があります。虐待対応が終結したと思われる時点で状況を整理して会議に諮り、組織的に虐待対応の終結を決定します。その後の生活の支援については、通常業務として市町村や相談支援事業所に引き継ぐとともに、虐待の再発があったときなどに速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供します。

《ポイント》

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	終結の判断には、虐待行為そのものが解消され、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断できることが必要です。
<input type="checkbox"/>	虐待認定した際にリスク要因として分析した内容が解消されたかどうかを管理職の出席した会議等で組織として確認し、合意が得られた場合に終結となります。 モニタリングして確認できた事実を根拠として、組織的に終結の判断を行い記録します。
<input type="checkbox"/>	終結後は本人の自立支援と社会参加のために必要な支援を確認し、継続した通常の支援体制に引き継ぎます。引継先や引継内容について、組織的に判断し記録します。
<input type="checkbox"/>	具体的な終結の目安をあらかじめ組織決定して定めておきますが、一律網羅的な判断は不可能であるため個別の事例によって適切に終結の判断を行うことが必要です。

具体的な終結の目安(例)

○虐待の事実が解消され、虐待者が支援を継続的に受け入れており、かつ一定の関係機関で対応可能な状況が一定期間(例:6ヶ月)確認されていること。

○虐待の事実が解消され、虐待リスクへの対応策を講じ一定期間虐待の事実が見られず安定した状態が続いており、リスクが生じたときにすぐに把握できる支援体制が整っていること(相談支援事業所やサービス事業所など状況を把握できる機関につながっていること)

※個別の事例によって、終結に向けた必要な見守り(モニタリング)期間は異なります。

事例によって終結の目安(目途)を想定しておくようにします。

2 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止と対応

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待への対応【概要】

- ・障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者からの通報
- ・障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた障がい者からの届出

(1)虐待防止センター、市障がい福祉課
〈受付(受付記録の作成)、緊急性の判断〉

(2)事実確認、訪問調査

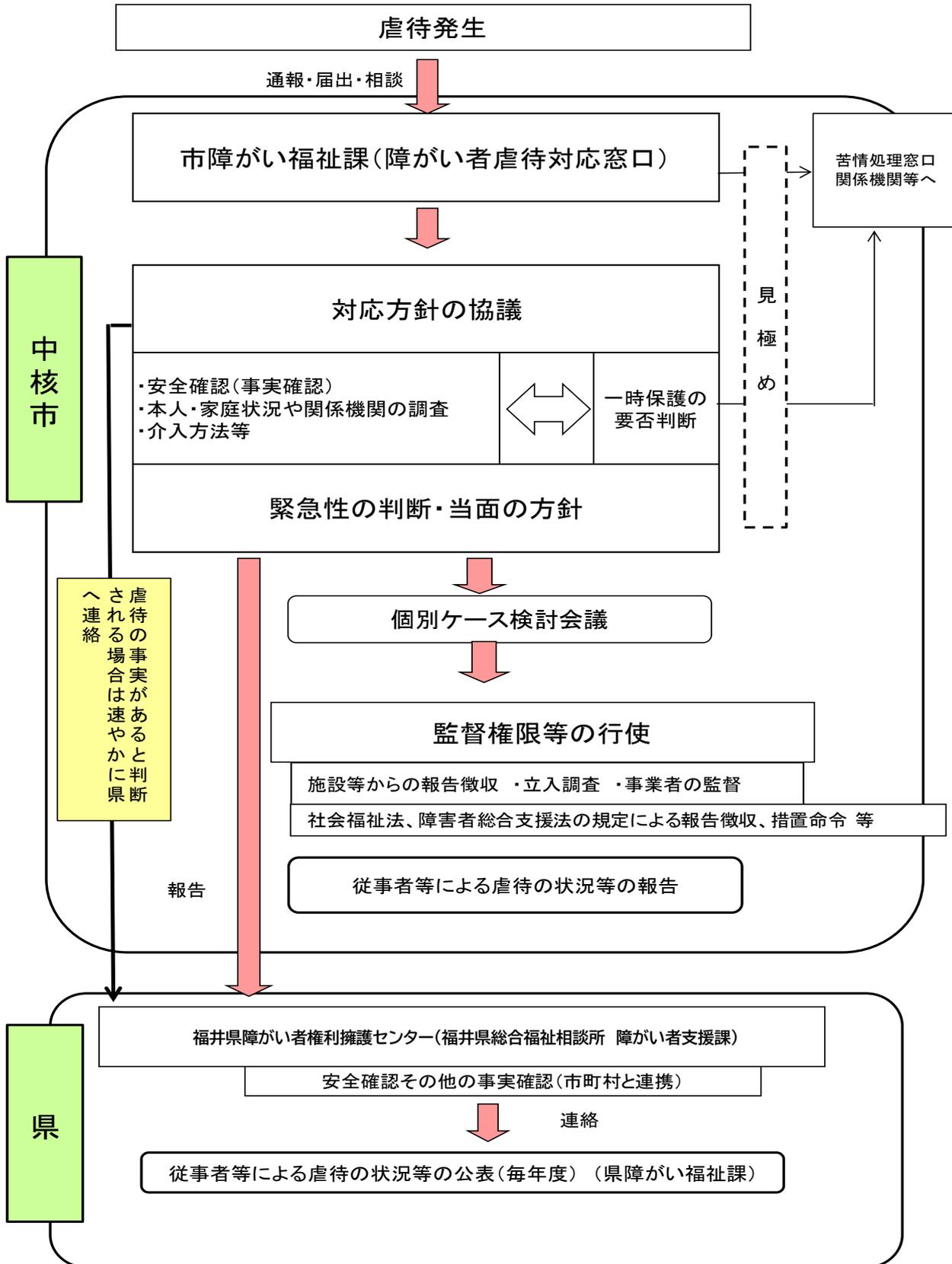
(5)障害者総合支援法
社会福祉法などに
基づく権限の行使

(3)報告

(4)福井県障がい者権利擁護センター(福井県総合福祉相談所 障がい者支援課)
〈事実の確認、状況に応じた市との連携〉

(6)障害者福祉施設従事者等による
虐待の状況等の公表(毎年度)

〈障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待への対応〉



※県障害者権利擁護センターに通報があった場合は、通報者への聞き取りなどの初期対応後、速やかに支給決定を行った市町へ引き継ぎ、その後の対応を行う。

(1) 相談・通報、届出の受付

障がい者福祉施設等従事者による障がい者虐待については、原則、通報・届出を受けた市町村が初期対応を行い、援護の実施市町村が判明した場合は速やかに引き継ぎます。

基本的な対応の姿勢や心掛けておくポイントは、養護者による虐待の通報等への対応と同様です。

《ポイント》

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	通報先の市町村と援護の実施市町村が異なる場合、速やかに援護の実施市町村に連絡を行います。なお、援護の実施市町村は所在地の市町村と連絡調整を行うなど連携を図ります。
<input type="checkbox"/>	援護の実施市町村がわからない場合は、通報を受けた市町村が事実確認等を行います。
<input type="checkbox"/>	被虐待者が複数存在するため援護の実施市町村が複数にわたる場合は、必要に応じ県が市町村間の調整を行います
<input type="checkbox"/>	なお、施設等の所在地の市町村と援護の実施市町村が遠方の他県である場合等は、施設等の所在地の市町村が通報等を受け付け、当該施設所在地の指導権限のある市町村等が安全確認や事実確認を行うことも考えられます。
<input type="checkbox"/>	当該利用者だけでなく、他にも虐待されている疑いのある利用者がいるかどうかについても確認するなど、周辺情報にも留意します。
<input type="checkbox"/>	利用者間のいじめや喧嘩を放置している場合、ネグレクトにあたる可能性もあります。
<input type="checkbox"/>	施設従事者等による虐待においては、障がい者福祉施設従事者等が勤務時間外又は施設等の敷地外で当該施設等の利用者である障がい者に対して行った虐待を含みます。
<input type="checkbox"/>	「通報者の秘密」は守られることを説明します。
<input type="checkbox"/>	通報者が当該障がい者福祉施設の従事者等である場合、通報者の保護に配慮することが必要です。障がい者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことが規定されています。

公益通報者保護法では、労働者が事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

公益通報者に対する保護規定

①解雇の無効

②その他不利益な取扱い(降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等)の禁止

虐待が発生した際は原則市または虐待防止センターへ通報となります。しかし、本市においてはやむを得ない事情のため施設で虐待対応をした際は市に【虐待対応報告書】の提出を行うよう指導しています。

なお、上記のような場合でも報告書を受けて一律に対応を終結するのではなく、報告内容に応じて実際に施設訪問し調査を行い、事実確認の結果、虐待認定の有無を判断します。

虐待対応報告書

法人名		本部所在地	
事業所名		所在地	
事業所番号		サービス種別	
施設長名		連絡担当者	
虐待の当事者（利用者）	フリガナ 氏名	(男・女)	障害種別
	生年月日 T・S・H・R	年 月 日生 (歳)	支援区分
	住所		身体障害者手帳
	受給者番号		療育手帳
	サービス利用開始年月日	年 月 日	精神障害者手帳
虐待発生時の状況	発生日時	年 月 日 ()	場所
	または発見日時	午前・午後 時 分	
	虐待内容	(虐待の原因・経緯、発生・発見時の状況、けがの程度 等)	
虐待への対応状況	対応状況	(事業所での処置、医療機関への搬送、受診時の状況 等)	
	受診医療機関		
	診断概要等	(診断の概要、診察・治療後の利用者の状況、入院・通院指示 等)	
虐待対応後の状況	家族等への 連絡状況	連絡相手の氏名	利用者との続柄
		居住市町	
		連絡日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
	家族の対応、コメント 等		
	再発防止策 等		

*利用者1名につき1枚作成してください。

*やむを得ず施設内で虐待対応を行った場合は虐待発生から24時間以内に市および利用者の支給決定市町に電話により第一報を入れてください。ただし、虐待発生が休日・夜間の場合は、緊急時を除いて平日の日中に報告するよう御協力ください。

(2) 相談・通報等の受理後、緊急性の判断

相談・通報等の受理後、緊急性の判断については、養護者による虐待の対応と同様です。相談、通報、届出を受理してから直ちに開催します。

《ポイント》

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	緊急性が高い場合や悪質・組織的虐待が疑われると判断された場合は、早期に指導が必要な可能性が高いため、事業者指定担当に一報を入れ連携を図ります。
<input type="checkbox"/>	障がい者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくくと重大な結果を招くおそれが予測される場合等には、本人の安全確保のため、緊急介入が必要となることがあります。

(3) 事実確認(情報収集)

市町村は、養護者による虐待の場合同様、施設従事者等による障がい者虐待に関する通報・届出を受けた場合も、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要があります。

《ポイント》

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	通報等を受けた市町村(援護の実施市町村が判明している場合は、速やかに引き継ぐ)が行う事実確認は、障害者総合支援法等に規定する市町村長による調査権限に基づくものではなく、まずは障がい者福祉施設等の任意の協力の下に行われるものであることに留意します。
<input type="checkbox"/>	市町村が任意で事実確認を行う際に施設等の協力が得られない場合は、指導権限のある福祉政策課と連携して事実確認を行います。
<input type="checkbox"/>	虐待を受けた疑いのある利用者本人に直接面会して安全確認することを最優先に行います。
<input type="checkbox"/>	事実確認は、施設の責任者等を市町村に呼んで聴取したり、施設の内部調査報告書をもって事実確認とするのみでは不十分です。必ず現場に赴き、責任者、関係する従事者及び利用者へ直接聴取することが必要です。
<input type="checkbox"/>	施設の管理者等に口頭で確認する事項(経過や状況確認等)だけでなく書面で確認する事項(業務日誌・ケース記録・事故報告書等)もあります。
<input type="checkbox"/>	虐待(疑わしい場合含む)した職員の日頃の利用者支援の状況(荒い言葉遣いや暴力行為等がないか、他の利用者に対して同様の行為をしていないか)を確認します。
<input type="checkbox"/>	利用者の安全を守る目的であっても、身体拘束は身体的虐待にあたる可能性があり、慎重な確認が必要です。

(4) 虐待対応ケース会議 ※実施機関は市

施設従事者等による虐待における対応方針検討会議では、本人及び事業所への事実確認を行った結果、それらの事実を整理し、虐待の事実が認められるか、または、更に福祉政策課と協働して事実確認を行う必要があるか、などを検討する会議です。

《ポイント》

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	虐待対応ケース会議を行った結果、虐待の事実が認められた場合や、更に福祉政策課と協働して事実確認を行う必要がある場合には、速やかに福祉政策課及び事業所の所在地の都道府県に報告します。

(5) その後の対応について

施設従事者等による障がい者虐待が発生した場合、社会福祉法や障害者総合支援法等による指導監査の権限に基づく立入検査や報告徴収などを通じて、施設に対して適切な指導監査を行うことにより、組織的な虐待及び不適切な支援を根本から改善することが大切です。

具体的には虐待認定した施設に対し、虐待に係る業務改善計画書の提出を依頼し、提出された改善計画書のとおり実施しているかを実地指導の際に確認を行います。実地指導まで間が空くようであれば、1～6か月を別途に実地で確認をしに行きます。

障がい者に対する生活支援等については援護の実施市町村が担当することとなり、障がい者が生活を円滑に行えるよう、市町村は調査及び報告を終えた後も、関係機関と連携した対応をすることが必要になります。

《ポイント》

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	事業者指導担当への報告後、必要に応じて再度虐待を受けていないか、心身の状況に変化はないか等について利用者本人や家族等から確認し、従来の相談支援対応等に移行します。

(6) 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使

障害者虐待防止法では、障がい者虐待の防止と虐待を受けた障がい者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法及び障害者総合支援法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されています(法第19条)。

障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待が強く疑われる場合には、当該施設等から報告徴収を受けて事実を確認し、障がい者虐待が認められた場合には、福祉政策課において、指導を行い、改善を図るようにします。

改善指導の例としては、虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止委員会の設置を求め、改善計画に沿って事業が行われているかどうかを第三者委員が定期的にチェックし継続的に関与したり、当該事業所又は第三者委員から定期的に報告を受け、必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行う、などの対応が考えられます。

指導に従わない場合には、別表に掲げる社会福祉法及び障害者総合支援法などに基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を適切に行使することにより、障がい者の保護を図ります。

【別表】社会福祉法・障害者総合支援法による権限規定

社会福祉法	第56条第1項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する報告徴収、検査
	第56条第4項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する勧告
	第56条第5項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に従わなかった社会福祉法人の公表
	第56条第6項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に係る措置をとらなかった社会福祉法人に対する措置命令
	第56条第7項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する業務停止命令又は役員解職勧告
	第56条第8項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する解散命令
	第57条	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の事業停止命令
	第71条	都道府県知事	社会福祉施設に対する改善命令
	第72条	都道府県知事	社会福祉事業を営業者に対する事業制限・停止命令、許可取消、認可取消

障害者総合支援法	第10条	市町村	障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第11条第2項	厚生労働大臣 都道府県知事	自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対する報告徴収等
	第48条第1項	都道府県知事 市町村長	指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第48条第3項	都道府県知事 市町村長	指定障害者支援施設等の設置者に対する報告徴収、立入調査等

障害者総合支援法	第49条第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者に対する勧告
	第49条第2項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設等の設置者に対する勧告
	第49条第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に従わなかった指定事業者等の公表
	第49条第4項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に係る措置をとらなかった指定事業者等に対する措置命令
	第50条第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者福祉サービス事業者の指定取消、効力停止
	第50条第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設の指定取消、効力停止
	第51条の3第1項	厚生労働大臣 都道府県知事	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する報告徴収、立入検査等。(業務管理体制)
	第51条の4第1項	厚生労働大臣 都道府県知事	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する勧告 (業務管理体制)
	第51条の4第2項	厚生労働大臣 都道府県知事	勧告に従わなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の公表(業務管理体制)
	第51条の4第3項	厚生労働大臣 都道府県知事	勧告に係る措置をとらなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する措置命令(業務管理体制)
	第51条の27第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第51条の27第2項	市町村長	指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第51条の28第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する勧告
第51条の28第2項	市町村長	指定特定相談支援事業者に対する勧告	

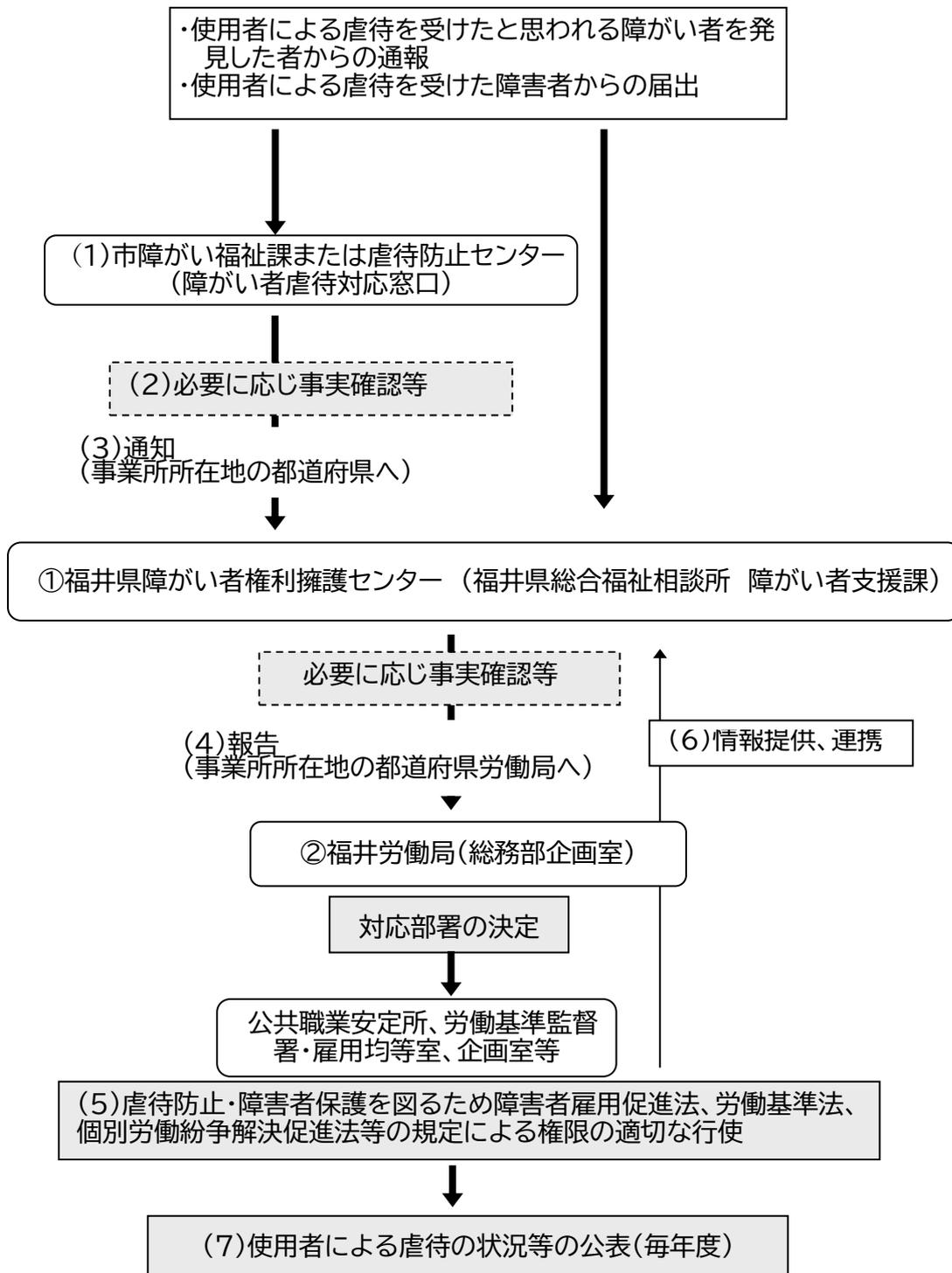
障害者総合支援法	第 51 条の 28 第 3 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	勧告に従わなかった指定相談支援事業者の公表
	第 51 条の 28 第 4 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定相談支援事業者に対する措置命令
	第 51 条の 29 第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する指定取消、効力停止
	第 51 条の 29 第 2 項	市町村長	指定特定相談支援事業者に対する指定取消、効力停止
	第 51 条の 32 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業者の従業者に対する報告徴収、立入調査等（業務管理体制）
	第 51 条の 33 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者に対する勧告（業務管理体制）
	第 51 条の 33 第 2 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に従わなかった指定相談支援事業者の公表（業務管理体制）
	第 51 条の 33 第 3 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定相談支援事業者に対する措置命令（業務管理体制）
	第 81 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者に対する報告徴収、立入検査等
	第 82 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業を行う者に対する事業制限・停止命令
	第 82 条第 2 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業を行う者、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者に対する改善、停止・廃止命令
	第 85 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	市町村が設置した障害者支援施設の長に対する報告徴収、立入検査等
	第 86 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	市町村が設置した障害者支援施設に対する事業停止・廃止命令

※指定都市又は中核市自らが設置する場合は除く

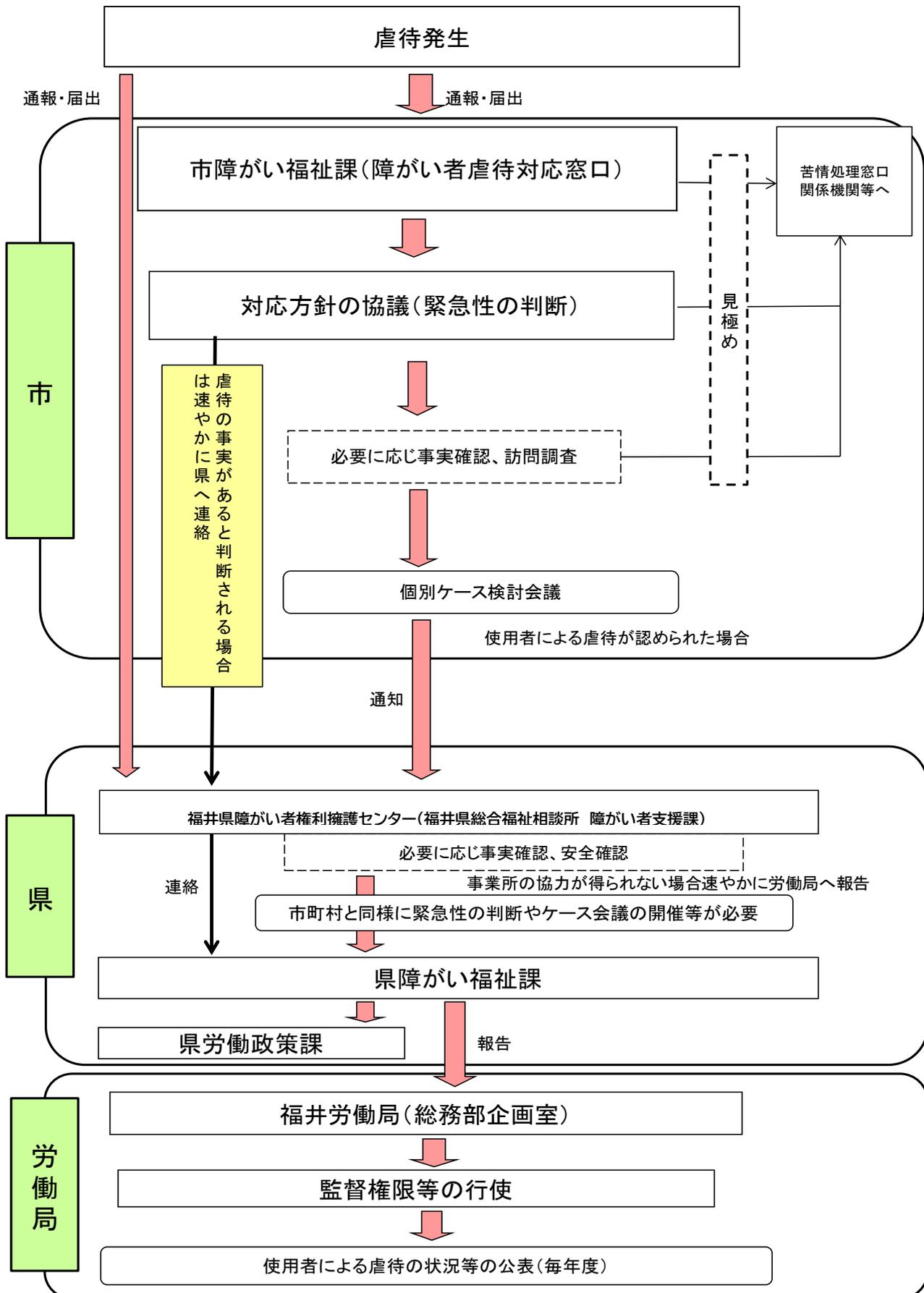
児童福祉法	第21条の5の21 第1項	都道府県知事 市町村長	指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第21条の5の22 第1項	都道府県知事	指定障害児通所支援事業者等に対する勧告
	第21条の5の22 第3項第2号	都道府県知事	勧告に従わなかった指定障害児通所支援事業者等の公表
児童福祉法	第21条の5の22 第3項第3号	都道府県知事	勧告に係る措置をとらなかった指定障害児通所支援事業者等に対する措置命令
	第21条の5の23 第1項	都道府県知事	指定障害児通所支援事業者に対する指定取消、効力停止
	第24条の34 第1項	市町村長	指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第24条の35 第1項	市町村長	指定障害児相談支援事業者に対する勧告
	第24条の35 第2項	市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定障害児相談支援事業者に対する措置命令
	第24条の36 第1項	市町村長	指定障害児相談支援事業者に対する指定取消、効力停止
特定活動促進非営利法	第42条	都道府県知事 指定都市市長	特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置命令
	第43条	都道府県知事 指定都市市長	特定非営利活動法人の設立の認証の取消

3 利用者による障がい者虐待の防止と対応

利用者による障がい者虐待への対応【概要】



〈使用者による障がい者虐待への対応〉



(1) 相談・通報、届出の受付

使用者による障がい者虐待については、事実確認調査等を行った上で、対応結果を労働相談票にまとめ、県へ通知することになります。基本的な対応の姿勢や、心掛けておくべきポイントは、養護者・施設従事者等による虐待の通報等への対応と同様です。加えて使用者による障がい者虐待の場合には、通報等の聞き取り時点から以下の点についても留意します。

※虐待者が「同僚」であっても、実態として指示命令を行ったり指導的立場にあったりするなど、使用者に該当する可能性もあります。使用者にあたるか判断が難しい場合であっても、虐待通報の通常に対応により事実確認を行います。

《ポイント》

【調査等を行う市町村】

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	通報を受けた市町村と被虐待者の居住地の市町村が異なる場合、速やかに居住地の市町村に連絡を行います。なお、居住地の市町村は事業所所在地の市町村と連絡調整を行うなど連携を図ります。
<input type="checkbox"/>	居住地の市町村がわかっているが、被虐待者から「居住地市町村には連絡しないでほしい」との意向がある場合、居住地市町村が事業所調査を行うことで被虐待者が届出したことが判明してしまう場合などでは、通報を受けた市町村、事業所所在地の市町村と協議し、連携して事実確認を行います。
<input type="checkbox"/>	居住地の市町村がわからない場合は、通報を受けた市町村が事実確認等を行います。調査過程の中で居住地市町村が判明した事案については、居住地市町村に引き継ぎます。
<input type="checkbox"/>	被虐待者が複数で、それぞれの居住地市町村が異なる場合は、必要に応じ県が市町村間の調整を行います。
<input type="checkbox"/>	居住地市町村と援護の実施市町村が異なる場合は、基本的には援護の実施市町村が対応することになります。

【具体的・客観的な聴取】

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	通報の聞き取りでは、相談・通報・届出受付票の項目に加え、本人の雇用形態や事業所の規模・業種等、労働相談票の内容も可能な限り確認します。
<input type="checkbox"/>	他にも障がい者は雇用されているかどうか、雇用されている場合はその状況(通報と同様の状況があるか、居住地はわかるか等)についても確認します。

【通報者等に確認・説明する事項】

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	通報者(届出者)等に事業所調査時に被虐待者の氏名を告げてよいか、配慮すべきことがあるかなどを確認します。
<input type="checkbox"/>	「通報者の秘密」は守られることを説明します。
<input type="checkbox"/>	障がい者虐待の通報等を行った労働者等は、通報等をしたことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないと規定されていることを伝えます。
<input type="checkbox"/>	公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

(2) 相談・通報等の受理後、緊急性の判断

相談・通報等の受理後、緊急性の判断については、養護者による虐待の対応と同様です。相談、通報、届出を受理してから直ちに開催します。

《ポイント》

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	企業の情報については、インターネット等を用い、所在地や業務内容、事業所規模等、分かる範囲で収集します。
<input type="checkbox"/>	居住地市町村においては、住民基本台帳や手帳情報等により、被虐待者の情報を幅広く収集します。
<input type="checkbox"/>	緊急性が高いと判断した場合、状況によって警察への通報を検討するとともに、県を通じて労働局まで連絡を入れ、関係機関が連携した対応を行います。特に、住込み労働先において、障がい者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておく重大な結果を招くおそれが予測される場合等では、本人の安全確保のための方法についても検討します。
<input type="checkbox"/>	悪質な事案については、速やかに事業所所在地の都道府県を經由して、事業所所在地の都道府県労働局に報告し、協力して対応することが必要です。 判断に迷う等あれば、まずは事業所所在地の都道府県を通じて都道府県労働局と対応を協議します。

(3) 事実確認(安全確認)

市町村は、養護者による虐待の場合同様、使用者による障がい者虐待に関する通報・届出を受けた場合も、速やかにその内容に関する事実の確認を行います。

《ポイント》

①本人の安全確認・事実確認

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	本人に直接会い、安全かどうかを確認するとともに、本人自身から事情を確認することが必要です。本人が会おうとしない、家族が本人と会うことを拒否している場合であっても、そこで虐待対応をすぐに終結してしまうのではなく、本人に直接会って状況や意向を確認する方法を検討することが必要です。
<input type="checkbox"/>	本人に対し、面談・調査の趣旨、担当職員の身分・職務、守秘義務に関する説明を丁寧に説明します。
<input type="checkbox"/>	今後の事業所調査について説明します。この時に本人が配慮してほしいことを確認します。ただし、本人が事業所訪問を拒否する場合であっても、そこで虐待対応をすぐに終結してしまうのではなく、本人の意向に配慮しながら、市町村としての対応を検討することが必要です。
<input type="checkbox"/>	使用者による虐待では労働相談票の内容について確認していきます。その際、雇用条件や勤務実態についても本人に確認することが必要です。そこから別の問題が発見されることもあります。
<input type="checkbox"/>	虐待について上司が認識しているかどうか、認識している場合にはどのように対応しているか、日頃から相談しやすい体制があるか等、企業が問題解決に向けて動いていることについても確認し

	ておくことも重要です。 → 事業所の責任者が問題を把握しているにも関わらず、解決のための策を講じていない場合、責任者による「放置等」にあたります。
<input type="checkbox"/>	他に障がい者が雇用されているかどうか、及びその状況についても確認します。

② 事業所への事実確認

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	市町村・県が事業所調査を行う場合、基本的には事業所の協力の下に行います。
<input type="checkbox"/>	事業所の協力を得られず、障がい者の安全確保等の必要がある場合には、速やかに市町村は事業所所在地の都道府県を經由して、事業所所在地の都道府県労働局に報告し、都道府県労働局と連携して対応することを検討します。
<input type="checkbox"/>	事業所への連絡や訪問する際、通報者が明らかにならないよう注意し、訪問目的について説明します。
<input type="checkbox"/>	通報内容の確認では、内容に合わせて柔軟に調査の仕方を考える必要があります。
<input type="checkbox"/>	住み込み労働の場合は、生活している居室等の生活環境も確認します。
<input type="checkbox"/>	本人の安全確保については、本人の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護の手段を検討します。

◆事業所による自主的な改善の必要性や、今後の労働関係機関による調査・指導にスムーズにつながる必要があると判断されるときには、以下の点も事業所に伝えることも検討します。

《ポイント》

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	調査結果を細かく事業所に伝達する必要はありませんが、責任者等に伝えておくことで、事態の改善につながるものがあれば伝達します。ただし、通報者・被虐待者・発言者が不利益を被らないよう、伝達する内容については注意を払う必要があります。
<input type="checkbox"/>	障害者虐待防止法の趣旨や使用者の責務等についての説明を行います。
<input type="checkbox"/>	今後、労働関係機関による調査の可能性のあることを伝えておきます。

(4) 虐待対応ケース会議

使用者による虐待における虐待対応ケース会議では、本人及び事業所への事実確認を行った結果、それらの事実を整理し、労働相談票により事業所所在地の都道府県へ通知を行うかどうか判断を行います。

《ポイント》

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	調査を行った市町村は、対応方針検討会議で整理した内容をもとに、「労働相談票」を作成し、都道府県へ通知します。(法 23 条)。虐待が明らかでない判断できる場合を除き速やかに通知します。通知を受けた都道府県は事業所の所在地を管轄する都道府県労働局へ報告します。(法 24 条)(虐待の判断は労働局が行います。)

(5) その後の対応

使用者による障がい者虐待が発生した場合、労働条件や雇用管理の面から事業者に対する指導は都道府県労働局が、障がい者に対する生活支援等については市町村が担当することとなります。障がい者の生活を回復させることが重要であるため、市町村は調査及び通知を終えた後も、関係機関と連携した対応をすることが必要になります。

《ポイント》

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	調査・通知を行った後も被虐待者本人や家族から時々近況を把握し、虐待の状況が解消しているか確認します。
<input type="checkbox"/>	同様のことがあったときに被虐待者が相談できる支援機関(相談支援事業所等)につなげ、早期発見できるような体制を作ります。
<input type="checkbox"/>	労働機関より市町村に、連携が求められた場合は、対応方針を協議し、連携して事案に対応していくことで、その後の虐待の発見や、本人への支援が円滑になされることにつなげていきます。

3. 緊急対応の判断

1 緊急性の判断

障がい者虐待について、相談・通報や被虐待者自身からの届出を受けた際には、窓口(虐待防止センター又は市障がい福祉課)では、相談・通報又は届出がなされた「障がい者虐待」の事案がどの程度緊急性が高いか、また、虐待かどうかの初期判断を行う必要があります。ここで、「虐待」と判断するための目安として「リスクアセスメント・シート」の活用が補助的ツールとして考えられ、これを参考に生命・身体に危険があり、早急な対応が必要となるかどうかの初期の判断を行ってください。

また、初期判断後のコアメンバー会議及び虐待対応ケース会議においても緊急性の判断を行うとともに、虐待のリスク度が高まっているのか、低くなっているのかを判断するための目安として活用することも有効なため、継続して活用してください。

【リスクアセスメント・シート】

(1) 活用目的

① 支援の緊急度、方向性の判断

虐待を受けている障がい者を緊急保護するか否かという支援の緊急度の判断の際に、また、「保護」するか在宅での「集中的援助」とするか、あるいは、「在宅での継続的、総合的援助」とするか、という支援の方向性を判断する際に活用します。

② 情報の整理と認識の共有

個別ケース会議を行う際、参加者の持つ情報を整理し、事例に関する共通認識を形成していくために活用します。

③ 必要な情報の確認

必要な情報を収集・確認できているかどうかチェックするために活用します。

(2) 留意点

① 緊急度が高い事例においては、本シートを活用することなく、一次保護などの緊急対応を行うことも考えられますが、本シートは情報共有や記録として有用であることから、事後的にでも確認を行い、必ず作成してください。

② あくまで保護・援助の必要性を判断するための一つのツールですので、これを機械的に適用することは避けてください。

③ リスク要因だけでなく、リスク要因を緩和するような当事者の強み、良い点、長所についても探索し、記入してください。

④ シートに記載された情報だけで支援計画を立てることは困難です。事例の全体像を把握し、なぜ虐待が起きているのか、防げない要因は何かを理解したうえで支援計画を検討する必要があります。

⑤ そのためには、生活歴などシートに記載されていない情報についても収集する必要があります。

*アセスメントを行う際は、単独の支援者が行うのではなく、組織として複数人の支援者で対応します。また、複数の関係機関が連携して対応するよう努めてください。

記入例

障がい者虐待リスクアセスメントシート

	<p>あてはまる場合には[]に○を記入し、該当するものを○印で囲む あてはまらない場合は×。情報が未収の場合は？。</p>	<p>関連情報、あるいは強みや良い点を記入</p>
基本項目	<p>被虐待者は意思疎通が可能か？ [○] できる ×の場合： ()</p>	<p>気持ちを表現することができる。</p>
最重度	<p>① 当事者が保護を求めているか？ [×] 被虐待者自身が保護を求めている () [×] 虐待者が障害者の保護を求めている ()</p>	<p>電話をかけることができる。</p>
	<p>② 当事者の訴える状況が差し迫ったものか？ [×] 「殺される」「○○が怖い」「何も食べてない」等の訴えあり () [×] 「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり () [?] 性的虐待が疑われる ()</p>	<p>暴力をふるわれることは嫌だが、両親のことは好きである。</p>
	<p>③ すでに重大な結果生じているか？ [×] 例：頭部外傷（血腫 骨折）腹部外傷 意識混濁 重度の褥瘡 重い脱水症状 脱水症状の繰り返し 栄養失調 全身衰弱 強い自殺念慮 その他 ()</p>	<p>通院を伴う怪我を受けたことはない</p>
重度	<p>④ 今後重大な結果が生じるおそれの高い状態がみられるか？ [?] 頭部打撲 顔面打撲・腫脹 不自然な内出血 やけど 刺し傷 極めて非衛生的 極端な怯え その他 ()</p>	
	<p>⑤ 繰り返されるおそれが高いか？ [○] 習慣的な暴力 新旧の傷・あざ 入退院の繰り返し その他 () [?] 虐待者の認識：虐待の自覚なし 認めたがらない 援助者との接触回避 () [?] 虐待者の精神的不安定・判断力の低下 非現実的な認識 その他 ()</p>	<p>暴力をふるわれることを施設職員に報告することができる。両親と施設職員の関係は良好。</p>
中度	<p>⑥ 虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ [×] 被虐待者への拒否的感情や態度 () [×] 重い介護負担感 () [×] 介護疲れ () [○] 障害と介護に関する知識・技術不足 () [○] 性格的問題（偏り）：衝動的 攻撃的 未熟性 支配的 依存的 その他 () [?] 障害・疾患：知的障害 精神疾患 () 依存症 () その他 () [×] 経済的問題：低所得 失業 借金 被虐待者への経済的依存 その他 ()</p>	<p>生活保護を受給しており、経済的には安定している。</p>
軽度	<p>⑦ 虐待につながる家庭状況があるか？ [×] 長期にわたる虐待者・被虐待者の不和の関係 () [○] 虐待者・被虐待者の共依存関係 () [×] 虐待者が暴力の被害者 () [○] 虐待を抑制できる人が身近にいない（その他家族・親族が無関心） [×] 住環境の悪さ：狭い 被虐待者の居なし 非衛生的 その他 ()</p>	<p>実父は支配的などところがあるが、本人とキャッチボールをしたりなど、面倒を見ている様子がある。</p>

判断の目安：最重度：①～③に○がある場合→緊急保護の検討
 重度：①～③には○がないが、④と⑤に○→保護の検討、もしくは集中的援助
 中度：①～⑤には○がないが、⑥に○→集中的援助、もしくは防止のための保護の検討
 軽度：①～⑥には○がないが、⑦に○→継続的、総合的援助

(3) 虐待状況からの判断基準

① 最重度【介入の緊急度:非常に高い】

→生命、心身の健康に重大な危険が生じている状態

(対応)

緊急一時保護、関係機関・かかりつけ医への連絡、入院・入所の手続きを検討する。

② 重度【介入の緊急度:やや高い】

→今後重大な危険が生じるおそれの高い状態、虐待が繰り返されるおそれが高い状態

(対応)

緊急分離を念頭に置きながら、障害福祉サービスの導入など重点的かつ多くの支援を実施する。

③ 中度【介入の緊急度:状況の推移次第】

→虐待者に虐待につながるリスク要因がある状態

(対応)

障害福祉サービスの導入など重点的かつ多くの支援を実施するほか、家庭環境に応じて防止のための保護を検討する。

④ 軽度【介入の緊急度:低い・やや低い】

→虐待につながる家庭状況がある状態

(対応)

関係機関でチームを組み、経過観察し、家庭環境を含めた調整、具体的な支援を通じて注意深くフォローアップする。

4. 立入調査

1 立入調査とは

障害者虐待防止法第11条では、「養護者による障害者虐待」により、障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障がい者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障がい者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をすることができると規定されています。立入調査については、養護者等に事前に認知されないように実施する点に留意してください。

・当事者から情報が取れない場合であっても、関係者から必要な情報が取れると判断したときは、その方法を優先させます。それらの方法がなく、障がい者の安全が気遣われるようなときには、立入調査権の発動を検討します。

・介入のタイミングは重要なポイントであるため、(障がい者本人と養護者等が共に在宅している時と、障がい者本人が通所している時のいずれが良いかなど)タイミングや状況、関係者の協力などを総合的に勘案して決定します。

・決定にあたっては、市障がい福祉課の管理職以上が同席で判断してください。緊急時で不在の場合は、障がい福祉課虐待対応の係長が同席し、当該担当課長には、電話等により報告、指示を仰ぐようにします。

・なお、立入調査については虐待防止センターの業務には含まれませんので、障がい福祉課職員が行うこととなります。

立入調査が必要と考えられる状況の例としては、次のようなものが考えられます。

～立入調査が必要と判断される状況の例～

○障がい者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。

○障がい者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。

○何らかの団体や組織、あるいは個人が、障がい者の福祉に反するような状況下で障がい者を生活させたり、管理していると判断されるとき。

○過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障がい者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。

○障がい者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者との関わりに拒否的で接触そのものがないとき。

○入院や医療的な措置が必要な障がい者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内にひきこもっているようなとき。

○入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や障がい者の安全が懸念されるようなとき。

○養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる障がい者の安否が懸念されるような事態にあるとき。

○家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障がい者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。

○その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障がい者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や障がい者の保護が困難であるとき。

2 警察への援助要請

・立入調査の実施にあたり、養護者から物理的その他の手段による抵抗を受ける恐れがあるなど、警察官の援助が必要である場合には、所轄の警察署長へ援助要請を行うことができます。ただし、立入調査は障害者虐待防止法第11条の規定に基づき市が主体となって実施するものであるため、警察の職務ではないことに留意が必要です。

・警察への援助要請の実施にあたっては、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行う必要があります。

・警察官の職務範囲は、障害者虐待防止法第12条第3項に、「警察署長は、市からの援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同行の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法その他法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない」と規定されておりますが、その範囲について明確な明文規定はありません。障害者虐待と同様に警察への援助要請が可能な児童虐待に対する対応を参照すると、市長により援助を求められた警察官は、

- ① 職務執行の現場に臨場したり、現場付近で待機したり、状況により市職員等と一緒に立ち入ること
- ② 養護者等が暴行、脅迫等により職務執行を妨げようとする場合や障がい者への加害行為が現に行われようとする場合等において、警察官職務執行法第5条に基づき警告を発し又は行為を制止し、あるいは同法第6条第1項に基づき住居等に立ち入ること
- ③ 現に犯罪に当たる行為が行われている場合に刑事訴訟法第213条に基づき現行犯として逮捕するなどの検挙措置を講じること

などの措置をとることが考えられます。介入に当たっては、介入の統括者と警察官の間で十分の意思疎通を図り、対応方法などについての認識に齟齬がないようにしておくことが重要です。

3 立入調査にあたっての留意事項

・立入調査を行う職員は、立入調査証を携帯します。しかし、立入調査をするとき必ず証書を見せなければならないというものではなく、必要に応じて使用することになります。また、単なる事実確認や訪問調査の際には、証書は必要ありません。立入調査と一般の事実確認、訪問調査は厳格に区別される必要があります。

・予測される事態に備え、必ず複数の職員で行います。

・立入調査の執行について、養護者等に事前に知らせる必要はありません。

・立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がけます。その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意を持って説明します。また、障がい者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。

・なお、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁させず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処せられることとなっています(第46条)。

【保護の判断と実行】

- ・障がい者本人の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察します。
- ・障がい者本人と意思疎通が可能な場合には、養護者から離れた場所で聴取します。
- ・居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、養護者の同意を得た上で写真等の活用を含めて記録しておきます。

【緊急性ありと判断した場合】

- ・障がい者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、障がい者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、緊急入院や身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による措置を通じて、緊急に障がい者と養護者を分離しなければならないことを伝え、養護者の意思に反する場合であっても実行に踏み切ることが必要です。

【緊急性なしと判断した場合】

- ・緊急に障がい者と養護者とを分離することの必要が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。
- ・緊急の対応が不要になったとしても、障がい者及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりを持つことが必要となります。各機関におけるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援につなげやすくします。

【調査記録の作成と関係書類等の整備】

- ・立入調査執行後は、調査記録を作成します。
- ・関係書類については、障がい者の外傷の状況記録や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、調査記録と共に整備しておきます。

5. やむを得ない事由による措置・面会の制限

1 やむを得ない事由による措置とは

(1)内容

やむを得ない措置とは、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所(以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする身体障がい者、知的障がい者が、やむを得ない事由により介護給付費、訓練等給付の支給を受けることが著しく困難であることが、福祉事務所長が認めるときに、職権を持って障害福祉サービス等の提供に結びつけることです。

(2)根拠法令

① 身体障害者福祉法第18条第1項及び第2項

② 知的障害者福祉法第15条の4及び第16条第2項

*当該障がい者が身体障がい者及び知的障がい者以外の障がい者である場合は、身体障がい者又は知的障がい者とみなして、上記の規定を適用することも定められています(第9条第2項)。

(3)やむを得ない事由とは

① 本人の意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない等の理由により、介護給付費等の支給申請、又は指定障害福祉サービス事業者との契約ができない場合

② 家族等からの介護者から虐待を受け、当該介護者による虐待から保護される必要があると認められる場合

③ その他、福祉事務所長が必要と認める場合。

*要否の判断については、障がい者やその家族に多大な影響を与えるものであるため、誤った判断によって、障がい者を守れずに最悪の事態を招く危険性もありますが、一方で、必要のない養護者との分離をしまうことで、養護者が障がい者を支援する力を弱めてしまう危険性も含んでいます。過不足ない介入や援助のあり方を的確に判断する必要があるため、措置の要否判断については、コアメンバー会議等を経た機関決定は無論のこと、外部との連携も含め、出来る限り客観的で合理的な判断が必要になります。そのためには、系統的かつ専門的な情報収集と情報整理、そして情報評価が必要になります。

(4)支給を受けることが著しく困難であるとは

① 指定障害福祉サービス事業者等との「契約」が期待しがたい場合

② 市町村への介護給付費等の支給「申請」が期待しがたい場合

*障害者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって障がい者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、障がい者に対する養護者による障がい者虐待の防止及び当該障がい者の保護が図られるよう、措置を講じることが規定されています。

2 措置後の対応

- ・施設等に保護された障がい者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになりますので、障がい者に対する精神的な支援が重要です。
- ・保護された障がい者が特に介護の必要もなく自立している場合には、障がい者施設的环境になじめないことも想定されるため、その後の居所をどのように確保するかが新たな課題となります。
- ・可能な限り障がい者本人の意思を尊重し経済状態や親族等の協力度合いを把握しながら、障がい者が安心して生活を送れる居所を確保するための支援が必要になります
- ・成年後見制度を活用し、介護給付費等の支給申請や、指定障害福祉サービス事業者等との契約が締結できるようにするなど、措置を行うに至った状態を解消するよう努める必要があります。
- ・年金搾取など経済的虐待が行われていた場合には、口座を変更するなど関係機関との連携が必要になる場合もあります。

3 措置の解除

- ・保護によって障がい者が落ち着き、今後養護者の元に戻るより独立した生活を営んだ方が容易と判断される場合、退所までは地域移行支援、退所した後は地域定着支援の対象となる場合がありますので、これらの制度を活用しながら継続的に支援していくことが必要です。
- ・関係機関からの支援によって養護者や家族の状況が改善し、障がい者が家庭で生活することが可能と判断される場合、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による障がい者や養護者等への手厚いフォローが必要と考えられます。
- ・障害福祉サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合。保護によって、障がい者が落ち着き、自ら障害福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合や、後見人等が選任されたことによって、障害福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合などが考えられます。
- ・また、やむを得ない事由による措置が継続している場合でも、少人数集団での支援が望ましいなど、障がい者本人の状況に応じて、グループホームへの移行を検討した方が良い場合があります。

4 措置による障害福祉サービス等の利用に係る利用者負担額

平成18年11月17日付け障障発1117002号「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」の別紙「やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準」に基づく額とし、利用者負担額の決定等の事務手続きは「福井市障がい福祉サービスに係るやむを得ない事由による措置要綱」によります。

6. 成年後見制度・日常生活自立支援事業

1 成年後見制度

障害者虐待防止法では、虐待対応のための手段として、市町村長は成年後見制度の審判の適切な請求や、成年後見制度が利用しやすいような制度の構築を取るべきことが規定されています(同法第9条第3項、第44条)。

障がい者の判断能力が十分でないような虐待のケースについては、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を検討します。これらの制度は、直接的に障がい者虐待の解決をするものではありませんが、支援計画の一つとして位置づけられるべき手法として考えられます。

(1)成年後見制度が活用される場面

- ・障がい者虐待のケースにおいて、成年後見制度が活用できるといっても、この制度は、対象者の判断能力が不十分でなければ利用は不可能であり、虐待の事実だけをもって、申立てをすることはできません。
- ・しかしながら、「措置から契約へ」という流れの中で、障がい者が自分の意思で受けたいサービスを選択するという現在の障害者総合支援法の趣旨は、被虐待障害者についても尊重されなければなりません。もし、被虐待障害者が重い知的障害や精神障害などでしっかりとした意思表示ができないならば、成年後見制度を利用し、本人の意思に沿った適切な障害福祉サービスの利用につなげていく必要があります。
- ・支援計画に基づく対応として、成年後見制度の活用が不可欠と想定される場面を次の通り例示しますので参考にしてください。

～虐待ケースにおける成年後見制度利用の例示～

- ① 経済的虐待のケース、もしくは、経済的虐待に発展するようなケース
- ② 身体的虐待により、措置により障害者支援施設などに入所し、その対象者が、多額の財産を持っているケース
- ③ 身体的虐待などにより、措置により障害者支援施設に入所したが、知的障がい、精神障がいの症状が重いことにより措置から契約に移れないケース
- ④ 財産上の不当取引の被害にあった者、またはあうと想定されるケース

2 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

援助の内容には以下のようなものがあります。

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃貸、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)」「定期的な訪問による生活変化の察知」

本事業の対象となるのは、福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的金銭管理などについては自分の判断で適切に行うことが困難ですが、契約書や支援計画書の内容を理解することができる方です。障がい者虐待では、知的障がい者、精神障がい者に対する経済的虐待や財産上の不当取引による被害などの事案が発生しています。このような被害を防ぐための支援のひとつとして本事業の活用を検討することが必要です。

7. 養護者の支援

1 養護者の支援の意義

・障害者虐待防止法は、初めの法律の定義の部分でも述べたとおり、「養護者の支援に関する法律」でもありません。

・障がい者虐待支援の最終的な目標は、在宅支援と措置の別によらず、家族関係の回復や生活の安定にあります。支援開始後は、定期的なモニタリングを行いながら、継続的に関わって障がい者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげます。

・ここでは、養護者支援していく際に、考えるべき視点や対応方法に関して例示します。

(1) 養護者(虐待者)の支援の際

・虐待をしている当人にとってみれば、虐待をしているという意識のない場合が大半と考えられます。障がい者に重度の障がいがあったり、養護者に障がいに関する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する状態にある、アルコールや薬物への依存、精神疾患、社会からの孤立、介護負担など、障がい者虐待は様々な要因が絡み合っていると考えられます。

・養護者(虐待者)の支援を考えていく際には、次のような視点を持って対応していく必要があります。

～養護者(虐待者)支援の際の対応の視点～

- ① 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう
- ② 養護者を悪者と決めつけない
- ③ 救済に値することを理解する
- ④ 虐待の起きている背景を理解する
- ⑤ 養護者(虐待者)と被虐待者へは、別々の人が対応する

□介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、障害福祉サービスや各種地域資源の利用、家族会等への参加、カウンセリングの利用を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。

□障害福祉サービスを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もあります。障がい者に重度の障がいがあり介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

□また、介護をしている養護者に対する周囲の人々の何気ない一言が養護者を精神的に追いつめてしまうこともあります。支援者を含め家族や親族が養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり支援することが、養護者の精神的な支援にもつながることがあります。

(2) 施設入所などの分離対応をした際

施設入所などにより分離、保護したときなどは、特に養護者(虐待者)が孤立してしまう場合が想定されます。本人と養護者(虐待者)の関係を再構築し、在宅に戻すような支援目標を立てたならば、被虐待障がい者の対応だけでなく、養護者(虐待者)のケアも検討する必要があります。

8. 身体拘束

1 身体拘束に対する考え方

(1) 基本的考え方

障害者支援施設等の利用者が、興奮して他の利用者を叩く、噛みつくなどの行為があるときや自分自身の顔を強く叩き続けるなどの行為があるときには、やむを得ず利用者の身体を拘束したり居室に隔離したりするなど行動抑制をすることがあります。このような行動制限が日常化してしまうと、そのことが契機となって利用者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となってしまう危険もあります。身体拘束は、行動障がいのある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

(2) 身体拘束とは

「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。

ここでは、厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」から、身体拘束に当たると思われる行為について、具体的に掲載しました。

身体拘束の具体例 ※「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省発行より)

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚でかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないようにY字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※上記はあくまで例示であることから、この項目に該当しなくても、「本人の意思によらない行動制限」があれば身体拘束になる可能性があります。

(3)やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

身体拘束が、障害者虐待防止法における障害福祉施設従事者等による虐待に該当するものと解されておりますが、身体拘束が行われる際の「緊急やむを得ない場合」に該当する要件として、一般的に考えられているものについて次のとおり掲載しました。

- ①切迫性:利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。
- ②非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法に選択する必要があります。
- ③一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的であること一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

(4) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

・やむを得ず身体拘束を行うときは、個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定する必要があります。

⇒この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者など、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。

・身体拘束を行う場合には、個別支援計画に

緊急やむを得ない理由

身体拘束の態様や時間

を記載します。これは、合議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

③ 必要な事項の記録

また身体拘束を行った場合には、

身体拘束を行うこととなった緊急やむを得ない状況

身体拘束の態様や時間

利用者の心身の状況等

を記録します。

9. 資料

相談・通報・届出受付票

相談年月日	年 月 日 時 分～ 時 分	対応者：	所属機関：
相談者 (通報者)	氏名	受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他 ()
	住所又は 所属機関名	電話番号	
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族(同居・別居) 続柄： <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生・児童委員 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 ()	

【本人の状況】

氏名	性別	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日	年齢	歳
現住所	住民票登録住所 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異				
	電話：	その他連絡先：	(続柄：)		
居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 () <input type="checkbox"/> 施設 () <input type="checkbox"/> その他 ()				
支援区分	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 区分 () <input type="checkbox"/> 申請中 (月 日) <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 申請予定				
利用サービス	障害福祉サービス	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明			
	その他サービス	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		相談支援事業所	
主障害	<input type="checkbox"/> 身体障害 () <input type="checkbox"/> 知的障害 () <input type="checkbox"/> 精神障害 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不明				
障害者手帳	<input type="checkbox"/> 有 (種別： 等級：) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		その他特記事項：		
経済状況	生活保護受給 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明				

【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む

--

【世帯構成】

家族状況 (ジェノグラム)

【養護者の状況】

氏名	年齢	歳
続柄	<input type="checkbox"/> 親 () <input type="checkbox"/> きょうだい () <input type="checkbox"/> 子 () <input type="checkbox"/> 子の配偶者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
連絡先	電話番号	職業
その他特記事項		

【主訴・相談の概要】

相談内容	
虐待の可能性	<input type="checkbox"/> 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする [疑い] <input type="checkbox"/> 暑い日や寒い日、雨の日なのに長時間外にいる [疑い] <input type="checkbox"/> 外出する姿を見かけない、声を聞かない [疑い] <input type="checkbox"/> 必要と思われるサービスを利用している様子がない [疑い] <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない [疑い] <input type="checkbox"/> あざや傷がある [疑い] <input type="checkbox"/> 問いかけに反応がない、無表情、おびえている [疑い] <input type="checkbox"/> 食事をきちんと食べていない [疑い] <input type="checkbox"/> 年金などお金の管理ができていない [疑い] <input type="checkbox"/> 養護者の態度 () <input type="checkbox"/> その他 (具体的内容を記載)
情報源	相談者(通報・届出者)は <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者 () から聞いた

【今後の対応】

<input type="checkbox"/> 相談終了： <input type="checkbox"/> 聞き取りのみ <input type="checkbox"/> 情報提供・助言 <input type="checkbox"/> 他機関への取次・斡旋(機関名：) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 相談継続： <input type="checkbox"/> 相談支援事業所等による継続相談(内容：) <input type="checkbox"/> 障害者虐待 <input type="checkbox"/> その他 () 備考 ()
--

事実確認項目（サイン）

※1：「通」：通報があった内容に○をつける。「確認日」：行政職員が確認した日付を記入。

※2：「確認項目」の列の太字で下線の項目（例「外傷等」）が確認された場合は、『緊急保護の検討』が必要。

通	確認日	確認項目	サイン；当てはまるものがあれば○で囲み、他に気になる点があれば（ ）に簡単に記入	確認方法（番号に○印またはチェック）	
				確認者（カッコ内に「誰が」、「誰（何）から」を記入）	1.写真、2.目視、3.記録、4.聴き取り、5.その他
身体の状態・けが等		外傷等	頭部外傷（血腫、骨折等の疑い）、腹部外傷、重度の褥瘡、その他（ ）		1、2、3、4、5
			部位： 大きさ： （ ）が（ ）から確認した		
		全身状態・意識レベル	全身衰弱、意識混濁、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
		脱水症状	重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
		栄養状態等	栄養失調、低栄養・低血糖の疑い、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
		あざや傷	身体に複数のあざ、頻繁なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕・腫脹、その他（ ）		1、2、3、4、5
			部位： 大きさ： 色： （ ）が（ ）から確認した		
		体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
		出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
		その他	（ ）が（ ）から確認した		
生活の状況		衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
		身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
		適切な食事	菓子パンのみの食事、よそではガツガツ食べる、拒食や過食が見られる、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
		適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
	行為の制限	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、長時間家の外に出されている、姿を見かけない、声を聞かない、その他（ ）		1、2、3、4、5	
		（ ）が（ ）から確認した			
	不自然な状況	資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、年金通帳・預貯金通帳がない、その他（ ）		1、2、3、4、5	
		（ ）が（ ）から確認した			
	住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房の欠如、その他（ ）		1、2、3、4、5	
		（ ）が（ ）から確認した			
	その他	（ ）が（ ）から確認した			
話の内容		恐怖や不安の訴え	「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」などの発言、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
		保護の訴え	「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りにたくない」などの発言、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
		強い自殺念慮	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
		あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
	金銭の訴え	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言、その他（ ）		1、2、3、4、5	
		（ ）が（ ）から確認した			
	性的事柄の訴え	「生殖器の写真が撮られた」などの発言、その他（ ）		1、2、3、4、5	
		（ ）が（ ）から確認した			
	話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他（ ）		1、2、3、4、5	
		（ ）が（ ）から確認した			
	その他	（ ）が（ ）から確認した			
表情・態度		おびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
		無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
	態度の変化	家族のいる場面いない場面態度が異なる、なぜやりに態度、急な態度の変化、その他（ ）		1、2、3、4、5	
		（ ）が（ ）から確認した			
	その他	（ ）が（ ）から確認した			
サービスなどの利用状況		適切な医療の受診	家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
		適切な服薬の管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
		入退院の状況	入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
		適切な福祉サービス	必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
	支援のためらい・拒否	援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、その他（ ）		1、2、3、4、5	
		（ ）が（ ）から確認した			
	費用負担	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう、その他（ ）		1、2、3、4、5	
		（ ）が（ ）から確認した			
	その他	（ ）が（ ）から確認した			
養護者の態度等		支援者への発言	「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
		保護の訴え	養護者が障害者の保護を求めている、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
		暴力、脅し等	刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
		本人に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、その他（ ）		1、2、3、4、5
			（ ）が（ ）から確認した		
	本人への発言	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとうろくしない、その他（ ）		1、2、3、4、5	
		（ ）が（ ）から確認した			
	支援者に対する態度	援助の専門家と会うのを避ける、話したくない、拒否的、専門家に責任転嫁、その他（ ）		1、2、3、4、5	
		（ ）が（ ）から確認した			
	精神状態・判断能力	養護者の精神的不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他（ ）		1、2、3、4、5	
		（ ）が（ ）から確認した			
	その他	（ ）が（ ）から確認した			

Ⅱ. 養護者の情報 面接担当者氏名：	虐待発 生リスク
【養護者の希望】 居所の希望： <input type="checkbox"/> 在宅〔 <input type="checkbox"/> 同居、 <input type="checkbox"/> 独立〕 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 不明 / 分離希望： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/>
【健康状態等】 疾病・傷病： _____ 既往歴： _____ 受診状況： _____ 服薬状況(種類)： _____ 受診状況： _____ 服薬状況(種類)： _____ 診断の必要性： <input type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 外科 <input type="checkbox"/> 整形外科 <input type="checkbox"/> その他 (_____) 具体的症状等⇒ _____ 性格的な偏り： _____ 障害 _____： <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 (<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い) <input type="checkbox"/> 精神障害 (<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い)	<input type="checkbox"/>
【介護負担】 介護等の意欲： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 介護技術・知識： <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い <input type="checkbox"/> 不明 1日の介護時間： <input type="checkbox"/> ほぼ1日中 <input type="checkbox"/> 必要時のみ <input type="checkbox"/> 不明 介護の代替者： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 介護期間 (いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など) ※期間と負担原因を明確に _____ 平均睡眠時間：およそ _____ 時間 (_____)	<input type="checkbox"/>
【就労状況】 <input type="checkbox"/> 就労 (就労曜日 _____ ～ _____ 就労時間 _____ 時～ _____ 時) 雇用形態 (<input type="checkbox"/> 正規 <input type="checkbox"/> 非正規： _____) <input type="checkbox"/> 非就労 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/>
【経済状況】 収入額 月 _____ 万円 (内訳： _____) 預貯金等 _____ 万円 借金 _____ 万円 <input type="checkbox"/> 借金トラブルがある <input type="checkbox"/> 本人の年金に生活費を依存 <input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 介護保険料滞納 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料滞納 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度保険料滞納 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/>
【近隣との関係】 <input type="checkbox"/> 良好 (_____) <input type="checkbox"/> 挨拶程度 <input type="checkbox"/> 悪い <input type="checkbox"/> 関わりなし <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/>
Ⅲ. 家族関係 (家族歴、家族の抱える問題、家族の中の意思決定者、問題が起こったときの対処方法等)	
※計画書(1)の「関連機関等連携マップ」で集約する _____	<input type="checkbox"/>
Ⅳ. その他 (近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源、関係者・関係機関との関わり等)	
※計画書(1)の「関連機関等連携マップ」で集約する _____	<input type="checkbox"/>
【全体のまとめ】：Ⅰ～Ⅳで抽出された虐待発生の要因の結果を踏まえて、分析、課題を整理する。 ※計画書(1)の「総合的な対応方針」、計画書(2)の「対応困難な課題/今後検討しなければならない事項」に反映する Ⅰ. 障害者本人 Ⅱ. 養護者 Ⅲ. 家族関係 (家族歴、家族の抱える問題、家族の中の意思決定者、問題が起こったときの対処方法等) Ⅳ. その他 (近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源、関係者・関係機関の関わり等) Ⅴ. 今後の課題	

虐待対応ケース会議記録・計画書（1）

決 裁 欄				
課 長	副課長	課長補佐	係 員	担当者

本人氏名 _____

計画作成者所属 _____

計画作成者氏名 _____

計画作成段階	見直し	措置解除	虐待終結
計画の作成回数： ____回目（初回計画作成日 年 月 日）			

計画作成日： 年 月 日

会議日時： 年 月 日 時 分～ 時 分

会議目的		出席者	所属： 氏名： 所属： 氏名： 所属： 氏名： 所属： 氏名：	所属： 氏名： 所属： 氏名： 所属： 氏名： 所属： 氏名：
障害者本人の 意見・希望		関連機関等連携マップ		
養護者の 意見・希望		※「アセスメント要約票」のⅢ、Ⅳを集約する		
	※支援の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明			
総合的な対応 方針 ※「アセスメント 要約票」全体 のまとめより				

虐待対応ケース会議記録・計画書（2）

決 裁 欄				
課 長	副課長	課長補佐	係 員	担当者

対象	優先 順位	課題	目標	対応方法（具体的な役割分担）			
				何を・どのように	関係機関・担当者等	実施日時・期間／評価日	
障害者							
養護者							
その他の 家族							
関係者							
対応が困難な課題／今後検討しなければならない事項など（「アセスメント要約票」の全体のまとめから記載）				計画評価予定日	年	月	日

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

○障害者虐待および養護者支援に関する通報・相談窓口

名称	住所	電話(ファックス)	備考
福井市役所 障がい福祉課	大手3丁目10番1号	0776-20-5435 (0776-20-5407)	(平日 8:30~17:15)
福井市障がい者虐待防止 センター	福井市有楽町3-4 松坂ビル1F 101	0776-50-3853 (0776-50-3824)	通報は24時間対応 基幹相談連絡先:0776-50-3823

○委託相談支援事業所

障がい児(者)、その保護者又はその介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う事により、障がい児(者)が自立した日常生活又は社会生活が送れるよう支援する相談機関です。

名称	住所	電話 (ファックス)	開設時間
	設置主体		
ほくとう	新保町16字両駒造3番地2 加ハ`-ハウス内	0776-43-1229 (0776-57-0900)	8:30~17:15
	(福)高志福祉会		
ほくせい	燈豊町第43号9番地3 九頭竜ワ`クシヨツ`七瀬の郷内	080-8998-0033 (0776-83-0153)	8:30~17:15
	(福)九頭竜厚生事業団		
なんとう	下六条町217番4 六条厚生会 本階1階	0776-41-2334 (0776-41-2335)	8:30~17:15
	(福)六条厚生会		
なんせい	有楽町3-4 松坂ビル1F 102	0776-50-6572 (0776-50-6573)	8:30~17:15
	(株)この道グループ		
発達障がい相談 支援事業所	志比口2丁目11番13号 ハーツ志比口1階	0776-97-5731 (0776-97-5732)	8:30~17:15
	(特非)はるもにあ		

○県・国の機関

所属	住所	電話	備考
福井県総合福祉相談所 障がい者支援課	光陽2丁目3番36号	0776-24-5135 (平日 8:30~ 17:15)	県障害者権利擁護センターとしての業務を行います。
福井県障がい福祉課	大手3丁目17番1号	0776-20-0338	関係法令に基づく権限の行使等、県の役割を果たします。
福井労働局 総務部企画室	春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎14階	0776-22-0221	「総合労働相談コーナー」では、労働に関するあらゆる相談に対応しています。

障がい者虐待の防止と対応(手引き)

【参考,引用文献】

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」

厚生労働省社会・援護局(平成 24 年 3 月)

「川崎市障害者虐待対応マニュアル」

川崎市(平成 29 年 3 月)

「市町村(障がい者虐待防止センター)職員のための障がい者虐待対応マニュアル」

大阪府障がい者虐待対応ワーキングチーム(平成28年3月)

平成24年10月 第1版

令和2年7月 第2版

令和4年4月 第3版

福井市 福祉部 障がい福祉課

〒910-8511 福井市大手 3 丁目 10 番 1 号

T E L:0776-20-5435

F A X:0776-20-5407

E-mail:sfukusi@city.fukui.lg.jp